

地域活性化

特集

Special Edition

「グローカル」な視点にたった多様な産業集積を目指して ～企業立地促進法のご紹介～

1
はじめに

立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下『企業立地促進法』）について」を説明します。企業立地促進法は、経済成長戦略大綱関連3法案の一つとして整備されたものです（図1 参照）。

先ず始めに「企業立地促進法」制定の背景を、経済産業省、産業構造審議会地域経済産業分科会（以下『分科会』）でまとめられた報告書「地域活性化総合プランの実行に向けて」から紹介します。

また、我が国は既に人口減少・時代に入り、今後も人口減少・少子高齢化の流れは加速することが予想され、ほとんどの地域で地域内総生産も減少することが見込まれています。一方、経済活動のグローバル化が今後ますます加速していく中で、企業の立地を始めとする投資・生産活動は、国内外を問わず、最適を求めた傾向がより強くなると予想されています。

から立地地点を選定し、投資・生産活動を行う傾向が強くなつてきています。このため、地域経済の活性化に取り組んでいくためには、グローバルな動向を踏まえつつ、ローカルの強みを踏まえた取組を行つていく、所謂「グローカル」な視点が重要となっています。一方で、全ての地域が製造業やサービス業等の企業立地に

求められる生活者の視点 からの環境整備

(1) 地域経済の現状と将来の見通し
我が国経済は、回復基調にあるものの、地域間で改善スピードにばらつきがみられ、近時都道府県ごとの有効求人倍率を見ても、全国平均が1・06倍を示す中、愛知県や東京都は4・5倍以上を記録している一方、青森県や高知県、そして我が沖縄県などは1・5倍未満となつておられます。景気改善状況の良い地域には輸出や生産活動が好調なります。

一律でない地域の実状

(2) 地域経済活性化に当たって
踏まえるべき視点

が見込まれています。一方、経済活動のグローバル化が今後ますます加速していく中で、企業の立地を始めとする投資・生産活動は、国内外を問わず、最適を求めた傾向がより強くなると予想されています。

それぞれの地域の実情と活性化のための処方箋は一律ではありませんが、等しく必要なものは人材です。企業立地においても企業の立地選定にどうでも人材確保が最も重要な要素の一つで求められる地域活性化を担う多様な人材

ティビジネスも含めた地域独自の地域活性化策を検討していくことも重要であります。そのためには、地域の強みを活かした特色ある産業を育てるための創意工夫が必要であります。

でなく家族にとって魅力的な生活環境であることや、研究開発人材の確保のために子供の教育環境が大切であり、最近の若者の傾向として、余暇を過ごすための場所を選んでから仕事を探す傾向もみられるなど、多面的な視点から地域環境整備に取り組む必要があります。

あり、地域において企業 ITZ を踏まえた人材育成の体制整備を行なうことが企業立地の成否を握

「グローカル」な視点にたった多様な産業集積を目指して

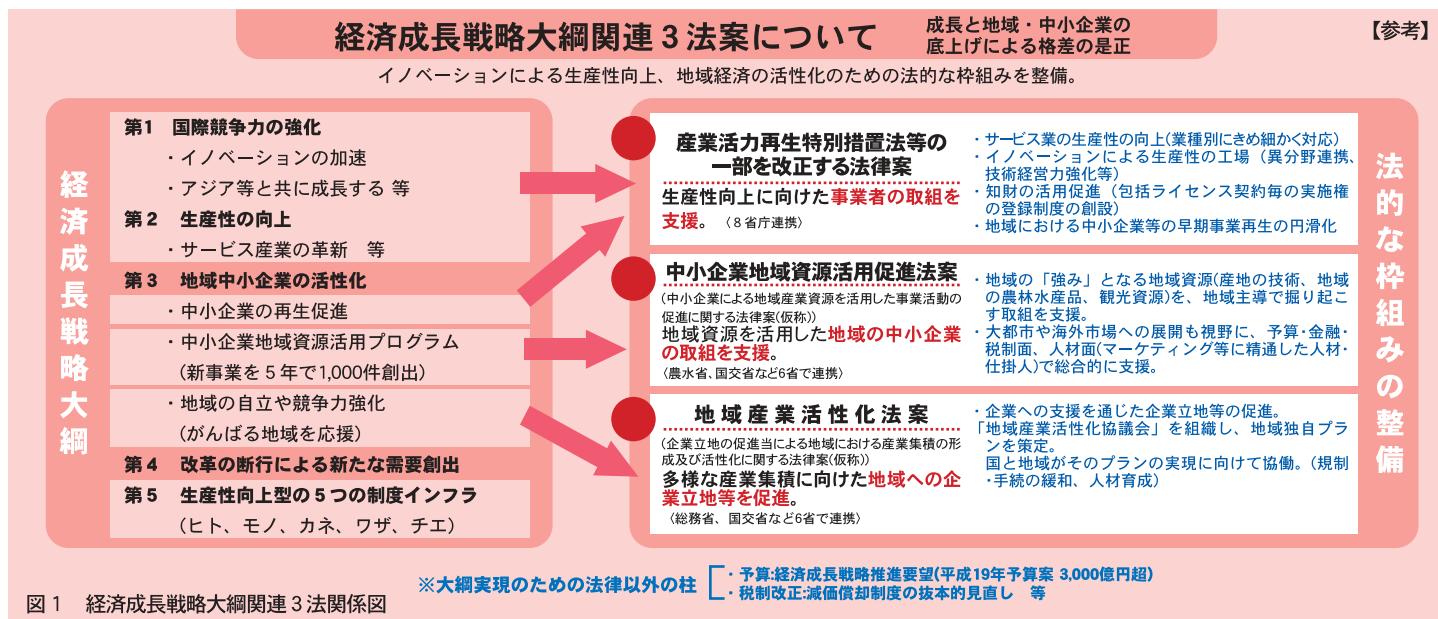


図1 経済成長戦略大綱関連3法関係図

え方として、「多様な産業集積」を全国的に形成することにして
います。

法律スキームと支援措置について説明します。都道府県及び

企業立地促進法の概要について（図2参照）
2

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域経済活性化の実現を目指す

1. 新法の考え方

地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。キーワードは「グローバル」。

地域の特性をいかした産業集積事例

- A: 中核企業・外資系企業新規誘致型（三重県クリスタル／ルーム）
- B: 基盤的技術産業集積型（長野県诹訪地域）
- C: 地域産業集積発展型（徳島県LED／パレード）
- D: サービス産業集積型（沖縄県コールセンター）

①個性ある産業集積の形成・高度化
各地域の多様性や創出工夫に基づき、地域の強みを活かした産業集積を形成することが不可欠。

②広域連携による拠点整備
シャットインタイム時代だからこそ、1時間前後の圏域で広域的な生活環境・事業環境の一体的整備や人材育成・確保が鍵。

③迅速な企業立地の実現

2. スキーム

①地域の強みを活かした総合的な計画
②広域連携をする関係者との強い合意

による「地域独自の意欲的な取組」支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国:「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村:「基本計画」

※市町村・都道府県・地元商工団体・大学その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者:「企業立地計画」「事業高度計画」

3. 支援措置

①ヒト・ワザの強度とコスト低減を支援

- 立地企業へ設備投資減税
- 地域の雇用創出に向けた連携（厚労省）
- 大学・高等専と連携した人材育成（文部省科）
- 人材育成そのための研究費用等の補助、貸工場・研修施設等への補助等

②迅速で綿細な企業立地支援

- 総合的な企業立地支援窓口となる関係省連絡会を中央及び各ノットごとに設置
- 工場立地法の特例（工場敷地の総面積規制権限の市町村への委譲等）
- 中小規模の施設整備等の業務追加等
- 農地転用等の迅速化（農水省等と連携）

③頑張る地方自治体の支援

- 企業立地促進に係る地方交付税割り当額（総務省）
- ①地方税減免の一部を交付税率削減
- ②企業誘致に伴う地方税増収分への措置
- インフラ整備（国交省）

図2 企業立地促進法概要図

[お問い合わせ先]

内閣府沖縄総合事務局経済産業部企画振興課 久田、大城
TEL : 098-866-8239 / FAX : 098-860-1375

111-333 333 3233 , 110-333 333 1313

企業立地促進法の概要について
(図2参照)
2

前述の分科会報告書を受け、「企業立地促進法」は、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図る目的で立法化されました。産業集積が地域経済の活性化に果たす役割的重要性に鑑み、企業立地の促進による地域における産業集積の形成のために、地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置が盛り込まれています。

市町村は国が策定した「基本方針」に基づき、地域産業活性化協議会を組織し、産業集積の形成に関する目標・区域・業種、事業環境整備の内容などを盛り込んだ「基本計画」を作成し、国に協議します。国の同意を得た計画に関しては、

都道府県知事の承認を受けると
課税の特例
中小企業信用保険法の特例
その他、財政、税制、地方交付
税などによる支援措置が準備さ
れてます。

また、企業立地を総合的に応
援する「企業立地支援センター」
が内閣府沖縄総合事務局経済
産業部企画振興課及び（独）中
小企業基盤整備機構沖縄事務
所に設置されています。企業
誘致、産業立地に関する質問
など、お気軽にお問い合わせいた
だけたらと思います。